

令和6年度庄内町小規模農地等 災害緊急復旧事業費補助金

●補助対象事業

次のいずれにも該当すること

- (1) 令和6年7月に発生した大雨に起因する畦畔崩落、法面崩壊、土砂流入、土砂流出等の農地等被害の原形復旧のための工事であること。
- (2) 農作物被害が生じた又は生じることが見込まれること。
- (3) 原則として1箇所の復旧工事に要する経費が40万円未満であること。
- (4) 業者への発注等により行う復旧工事であること。
- (5) 原則として令和7年3月14日までに復旧工事が完成すること。

●補助対象経費

次のいずれかが該当

- (1) 工事費（業者への発注等によるもの）
- (2) 資材購入費
- (3) 機械器具レンタル料等

●補助対象団体等

農業者の団体、農業者・農業法人、農協、土地改良区

●補助率：93/100

●申請書類

- ①交付申請書、②事業計画書（様式1）、③収支予算書（様式2）、④位置図、⑤被災状況写真、⑥見積書、⑦工事写真、⑧申請が団体等場合は、その団体運営の規約や規定等

●申請期限：令和6年12月13日（金）

本事業の詳細、交付要綱等につきましては、町ホームページ「**令和6年度庄内町小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金の募集について**」をご覧ください。

庄内町農林課農林水産係
Tel.0234-43-0308

Q&A

Q1：事業の対象となる農地とは？

A：畦畔崩落、法面崩落、土砂流入、土砂流出等により農作物に被害が生じた農用地や、被災により作付けできなくなった等により農作物被害が生じることが見込まれる農用地。

Q2：事業の対象となる農業用施設とは？

A：農道、水路（農業用）、ため池、揚水機場等

Q3：自力復旧は対象とならないのか？

A：自ら応急工事を行った場合は、応急工事に使用した復旧資材（波板、土嚢袋、木杭等）の購入費、重機等のレンタル料を復旧工事費として申請できますが、賃金・謝礼等は補助対象となりません。

Q4：すでに復旧済みの工事は対象となるのか？

A：補助対象とはなりませんが、以下の書類等が必要になります。

【共通】交付申請書、事業計画書、収支予算書、被災位置図、被害状況写真

【外注工事】応急工事の施工前写真、応急工事の工事中写真、復旧工事の業者見積書又は契約書

【自力復旧】購入資材やレンタル機材の領収書

また、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金により、すでに支払い済みの復旧工事は、本事業の補助対象とすることはできません。